

益城町障害者活躍推進計画（教育委員会部局）の実施状況について（令和7年度分）

	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）	令和7年度実施状況
目標		
① 採用に関する目標	○職員は益城町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集、採用は行っていない。	○令和7年6月1日時点における実雇用率は1.75%であり、法定雇用率（2.7%）を下回った。 令和7年6月1日現在の障害者職員数：1人 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者職員数：0人 雇用者数としては、満たしている。
② 定着に関する目標	○職場環境等を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。	○職場環境等を理由とする障害者の離職者はなかった。
取組内容		
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○職員は益城町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集、採用は行っていないことから、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。 ○障害者である職員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。	○町長部局と同一の総務課長を障害者雇用推進者として選任し、連携を図った。 ○町長部局の人事係長を相談窓口として定め、対象職員へ周知を行い、部局を問わず相談できる体制を維持した。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	○出向職員の特性に合わせ、教育委員会部局内における配置や職務の切り出しについて町長部局と連携して調整を行い、負担なく業務が遂行できるよう配慮した。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	○人事評価面談等を通じて、障害のある職員の業務状況や必要な配慮について把握に努めた。 ○本人の意向を尊重しつつ、業務に支障のない範囲で適切な調整・措置を検討した。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	○関係法令に基づき、障害のある職員がその能力を発揮できるよう、適切な支援・配慮を行うとともに、職場環境の整備に努めた。